

熊取町立中学校部活動指導員バンク登録者募集要項

熊取町教育委員会（以下「町教委」という。）では、「熊取町立中学校部活動指導員バンク（以下「指導員バンク」という。）を設置し、熊取町立中学校（以下「町立中学校」という。）において、部活動指導員として勤務を希望される方を次のとおり募集します。

随時登録募集しておりますが、登録後すぐに配置できるとは限りません。また、登録いただいたものの、配置できない場合もございますのでご了承ください。

部活動指導員とは

- 中学校における学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化等の部活動に係る技術的な指導に従事する職
(学習指導要領及び学校教育法施行規則第 78 条の 2)

1 募集資格

次の（１）から（４）をすべて満たすものとする。

- （１）令和 5 年 4 月 1 日時点において、満 18 歳以上である者
- （２）地方公務員法第 16 条の各号のいずれにも該当しない者
- （３）当該部活動の実技指導に高い技術と指導力を有する者
- （４）町立中学校の部活動方針を理解し、指導に対して熱意を有する者であり、以下の①から⑤のいずれかを満たす者
 - ① 教員の経験がある者
 - ② 学校での部活動の指導経験がある者（外部指導者等）
 - ③ 運動部活動については、スポーツリーダーなどの資格を有する者で、地域のスポーツ活動（スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等）において指導経験がある者
 - ④ 文化部活動については、地域の文化教室等において指導経験がある者
 - ⑤ 当該部活動の経験があり、技術指導ができると熊取町教育委員会が認めた者

2 部活動指導員の職務

部活動指導員は学校における教員の時間外勤務の削減及び負担軽減が図られるよう、当該部活動を担当する教員と連携し、校長の適切な管理及び指導のもと、次の（１）から（10）に掲げる業務を行う。

- （１）実技指導
- （２）安全・傷害予防に関する知識、技能の指導
- （３）学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- （４）用具・施設の点検、管理
- （５）部活動の管理運営（会計管理等）
- （６）保護者等への連絡
- （７）年間・月間指導計画の作成
- （８）生徒指導に係る対応
- （９）事故が発生した場合の対応
- （10）その他校長が必要と認めること

3 部活動指導員の身分

熊取町教育委員会が任用する会計年度任用職員

4 登録の手続き

次のいずれかの方法により、登録してください。

①WEB フォームにて入力の上登録

②熊取町立中学校部活動指導員バンク登録シート（様式第1号）を持参、または郵送にて提出の上登録

5 提出先

〒590-0495 熊取町野田1-1-1

熊取町教育委員会事務局学校教育課 部活動指導員担当 宛

6 受付開始日

令和5年5月15日（月）から

7 登録完了にかかる手続き

①WEB フォームにて登録の場合

→後日熊取町教育委員会から、受付番号と受付日の入ったメール（手続き完了メール）を送信します。

②熊取町立中学校部活動指導員バンク登録シート（様式第1号）を持参、または郵送にて提出の上登録の場合

→受付完了後、控えをお渡しします（郵送の場合は①と同様）。

8 登録期間

登録日の属する年度の末日（3月31日）まで

毎年3月ごろに、町教委より登録の年度更新について、原則メールにて確認依頼を行います。更新希望の意思を示された方について、翌年度の登録更新を行います。

なお、登録内容に変更や登録解除を希望される場合は、速やかに熊取町立中学校部活動指導員バンク変更・取下願（様式第2号）を「5申込先」に持参、または郵送にて提出してください。

9 登録から採用までの流れ

登録された要件（指導可能な部活動等）と、学校の配置希望条件が合致した場合、学校教育課より登録者に連絡させていただきます。学校教育課及び町立中学校の学校長等による選考を経て、部活動指導員として採用され、町立中学校に勤務していただきます。

10 部活動指導員の報酬・勤務条件

以下の条件は、変更される場合があります。

その詳細については、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」、「会計年度任用職員規則」、「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等により定められています。

- (1) 報酬
1時間あたり 1,599円
- (2) 勤務時間等
勤務時間は、休憩時間を除き、一日につき平日2時間、休日3時間、一週間に
つき11時間を超えてはならないものとする。
ただし、学校外での活動(大会・練習試合等)の引率や、事故が発生した場合
の対応等の場合は、この限りではない。
- (3) 休暇
年次休暇、特別休暇等
- (4) 災害補償
労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50条)の定めるところによります。
- (5) 交通費
実費弁償(通勤の事実の確認及び交通費の決定は、届け出に基づき行います。)
- (6) 注意事項
地方公務員法(昭和25年法律第261号)の定める服務に関する規定(法令等及
び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務
に専念する義務等)が適用されます。
なお、具体的な勤務条件については、任用時の勤務条件明示書により確認して
ください。

11 その他

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、指導員バンクの登録・任用等無効とします。
- (2) 提出書類は、受付後返却しません。
- (3) 指導員バンクの登録者については、町教委が作成する「指導員候補者一覧」に掲載し、町立学校の校長が、必要に応じて参照します。